

歴史からたどる漁業制度の変遷 その4

— 漁業権者としての漁業組合 —

主任研究員 田口さつき

1 旧漁業法を根拠法とする漁業組合

漁業協同組合の前身である漁業組合は、1886年(明治19年)に漁業組合準則を根拠法として日本各地に設立された。「漁業規制による漁場秩序の維持を目的とする漁場取締役・公共組合的(『岩手県漁業史』313頁)」な組織であった。

しかし、1901年に成立した漁業法(以下「旧漁業法」)では漁業権者として漁業組合を新たに設立することを定めた。そのため、「漁業法施行以前の漁業組合とは^{まる}全で違ふ」(熊木(1902))組織となった。

2 法人となった漁業組合

最も際立つ相違点は、漁業組合が法人と位置付けられたことである。当時、「漁業法に依りて設けた漁業組合は法律上の人、所謂^{いわゆる}法人となる(中略)即ち此漁業組合は漁業者の団体を独立せしめて人たるの働きをなさしめるのである」(前掲書)と解説された。地元の海で排他的に漁業する権利(地先水面専用漁業権)を漁村には直接免許できないため、漁業者の集団である漁業組合に免許するために法人としたのである。

旧漁業法第19条では「漁業組合は漁業権の享有及行使に付^{および}権利を有し義務を負ふ^{つき}」とあり、続いて、「但し自ら漁業を為すことを得ず^(注1)」と組合自らが漁業をすることは否定された。それは、「漁業権を一朝不漁のために売飛さなければならぬ、他村の者の手に渡すが如きは漁場の秩序を乱し遂には瓦解を来すの原因」(前掲書)となるからである。同じように事業で債務を負うことへの恐れから漁業組合には経済事業を行うことは想定されなかった。

実際に漁業をするのは同法第20条「漁業組

合に於て其の地先水面の専用の免許を受けたるときは組合規約の定る所に依り組合員をして漁業を為さしむべし」により、漁業者である組合員だった。また、経済事業は水産組合など別の団体を設立して行うものとされた。

しかし、漁業組合は法人として「組合の名を以て其目的の範囲内に於て権利を有し義務を負ふのである、即ち民事訴訟の原告や被告となり或は行政訴訟や訴願を起こしたり或は出願申請等」(前掲書)をすることができた。

3 漁業組合の設立について

漁業組合準則の時代には漁業組合を設立することが地方政府から奨励もしくは強制されていたが、旧漁業法下では「一定の区域内に住所を有する漁業者は行政官庁の認可を得て漁業組合を設置することを得」(第18条)と、設立は漁業者の意志に任された。

一方、漁業組合準則では適宜区画を定めることとなっていたが、旧漁業法では「漁業組合の地区は濱、浦、漁村其他漁業者の部落の区域に依り之を定べし」(第18条)と指定された。これは、「漁業者の利害関係を保存するためなので餘り其区域を廣くすると多数のために少数者は圧倒せられて仕舞ふ 従来能い、漁場を持つて居つてもそれを他村の者にも自由に漁業をさなければならぬと謂ふ不都合が起る」(前掲書)ためである。

4 産業組合法の影響

旧漁業法が成立した翌年の1902年には漁業組合施行規則(以下「組合規則」)が定まった。同規則は、1900年成立の産業組合法の影響も受けている。組合の管理、監督の章について

は、産業組合法と似た文言が多い。漁業組合準則になかった、理事、監事、総会といった内部組織の役割と統制が明記された。

一方、産業組合法には「組合員の権利義務」の章があるが、組合規則にはこの部分はない。また、産業組合は組合員の出資により設立運営されるが、漁業組合は経済事業を行うことは想定されていなかったため、出資に関する条文はない。そのかわり組合規則では「組合の会計」という章がある。このなかで「組合は規約の定むる所に依り組合の漁業権に依りて特別の利益を受くる組合員より漁業料を徴収することを得」(第45条)と、漁業料を収入とすることが認められた。

産業組合法は協同組合の運営で基本とされたロッヂデール先駆者協同組合の原則も踏まえていた。ただ、同法では、一人につき一票の議決権があることは明記されなかった。一方、組合規則では「組合員は各一箇の議決権を有す」(第30条)と明記された。ただ、組合の自治は全くの自由ではなく、第63条で、公益を害すると監督官庁が認めるとき等は、監督官庁は総会の決議といえども取り消すことができ、さらに役員^(注3)の解任、組合の解散を命じることができるという制限が付いた。

漁業組合への加入脱退は、自由かどうかは明らかではない。ただ、第48条により、加入希望者が地区内に1か年以上住所を有していれば、正当な理由がなければ加入の希望を漁業組合は拒むことはできなかった。

(注1)原文は、漢字とカタカナ表記である。以下同じ。

(注2)旧漁業法第22条には「漁業者又は水産動植物の製造若しくは販売を業とする者は水産業の改良発達及水産動植物の繁殖保護其の他水産業に関し共同の利益を図る為水産組合を設置することを得」とある。

(注3)ロッヂデール先駆者協同組合の原則は、現在の協同組合原則の原型である。

(注4)救恤とは、困っている人々に金品を渡して支援することである。現在の水産協同組合法第11条にも組合の行うことができる事業として「組合員の遭難防止又は遭難救済に関する事業」が挙げられている。

5 漁業権の享有行使に関する規約

組合規則の第10条は、漁業組合の根幹をなす規約について以下の10項目を記載するように義務付けていた。

漁業組合規則の規約の内容(第10条)

- 1 目的
- 2 名簿、地区及び事務所の位置
- 3 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 4 役員に関する規定
- 5 会議に関する規定
- 6 会計に関する規定
- 7 漁業権の享有行使及之に対する組合員の漁業に関する規定
- 8 違約者処分に関する規定
- 9 組合員の遭難救恤に関する事項を定めるときはこれに関する規定
- 10 存立時期又は解散の事由を定めるときは其の時期及び事由

漁業組合準則でも漁業者の合意により作られた資源管理のためのルール(自主ルール)を規約に盛り込むようになっていたが、組合規則では項目7の「漁業権の享有行使及之に対する組合員の漁業に関する規定」がこれに相当した。また、規約の項目8で違約者に対する処分も定めてあるほか、「組合は規約の定むる所に依り規約に違背したる組合員を除名し又は之に過怠金を課することを得」(第50条)と内部での制裁も認められた。

規則のなかには、漁村の相互扶助の慣習を踏まえ、項目9の「遭難救恤に関する事項」も盛り込まれた。

しかし、漁業組合が「専ら漁業権を享有し、組合員をして之を行使せしむるを其の目的とせる為、漁業者共同の事業を經營せんとせば、更に別種の団体を組織せざるべからざるの不便」(農商務省水産局(1914))という認識が政策立案者のなかに高まっていき、旧漁業法の改正へと向かっていった。

<参考文献>

- ・熊木治平(1902)『漁業法早わかり』豊国新聞社
- ・農商務省水産局(1914)『漁業組合範例 第2次』

(たぐち さつき)